

<書 評>

## 門倉貴史 『派遣のリアル』

(宝島社, 2007年, 222頁)

軽 部 恵 子

以前評者は、門倉貴史(かどくら・たかし)著『ワーキングプア:いくら働いても報われない時代が来る』(宝島社, 2006年, 222頁)の書評を執筆した(『桃山学院大学経済経営論集』第48巻第4号(2007年3月)pp.357-361)。著者はエコノミストの視点から、働く意志があり健康でもあった人々がなぜワーキングプアになってしまうのかそのしくみを、経済学の知識がない人にもわかりやすく説明した。また、種々の事情からワーキングプアになった10人へのインタビューも行い、法律・統計の解説とは別に彼らの生々しい現実を紹介した。

翌年、著者はワーキングプアに陥りやすい非正規雇用の一形態である派遣社員に焦点を当て、『派遣のリアル』を同じ宝島社から出版した。折しも、派遣会社の不祥事が続いている。大手のグッドウィルは廃業を余儀なくされ、フルキャストは2度の営業停止命令を受けた。また、2008年に入ってから、雇用をめぐる不安を背景とした事件が頻発している。2008年9月に大阪市内で発生した個室ビデオ店の放火事件は、ネットカフェやファーストフード店のみならず、個室ビデオ店も低収入にあえぐ人々が簡易宿泊所がわりに利用している実態を明らかにした。

1991年のバブル経済崩壊後、日本経済は「失われた15年」を経験した。就職が「超氷河期」となり、大学を卒業しても正規の仕事に就けず、やむを得

---

キーワード: 日本経済, 派遣労働者, 労働法

ず派遣社員になった若者が続出した。一方、企業は人件費を圧縮するため正規雇用を削減し、代わって非正規雇用を増やした。リストラの苦勞を味わった企業は、景気が上向いても正規雇用を容易に増加させるつもりはない。

非正規雇用にもいろいろな種類がある。伝統的に雇用の調整弁となってきたパートタイムにくわえ、派遣社員、契約社員、請負とさまざまな雇用形態が誕生した。派遣社員自体も日雇い派遣、短期の契約更新などに細分化した。さらに偽装派遣、偽装請負まで登場した。

正社員といえども安心できない。経営と一体化していないのに残業代を節約するために作られた「名ばかり管理職」、ノルマの名の下に給料を低く抑えられた「名ばかり正社員」も現れた。労働者の健康が破壊され、あるいは過労死した悲惨な労働条件に、労働者や過労死した者の遺族が雇用主を相手に訴訟を起こすケースも増えてきた。

かつて日本型雇用といえば、終身雇用と年功序列が基本だった。もちろん、この仕組みがすべての企業に当てはまったわけではない。また、結婚・出産時に女性従業員を強制的に退職させ、子育てが一段落した女性をパート従業員として採用して雇用の調整弁にし、大企業の余剰人員を取引先の中小企業に出向という形で押し付けることで成り立ってきた面も大きい。それでも、右肩上がりに成長する日本経済によって、「一億総中流」といわれるほど国民は経済発展の恩恵に浴したように感じた。

だが、もはや政府が経済の回復基調を喧伝しても、「普通」の国民はそれを実感できなくなってきた。かつて日本の貯蓄率は世界的に高かったが、今では「貯蓄残高ゼロ世帯」が増えた。平成17年版国民生活白書『子育て世代の意識と生活』によると、2004年の調査で「現在貯蓄を保有していない（土地・建物を除く）」と回答した「貯蓄残高ゼロ世帯」は21.8%に上るといふ（[http://www5.cao.go.jp/seikatsu/whitepaper/h17/01\\_honpen/html/hm02020003.html](http://www5.cao.go.jp/seikatsu/whitepaper/h17/01_honpen/html/hm02020003.html), 2008年10月19日アクセス）。ひとたび病気や事故に見舞われれば、たちまち生活が困窮する可能性の高い人が急増している。

昨今、労働と貧困に関する著作が多数出版されている中で、評者が本書を

取り上げた理由は2つある。第1に、ルポルタージュや体験談、労働組合による実態報告とは別に、問題の根幹を理解するには、現在の日本経済、社会、そして法律のしくみを理解しなければならない。ルポルタージュ等の著作が経験学習あるいはOJT（On the Job Training）とすれば、本書は問題の本質的な構造を明らかにしている。そもそも、なぜ日本経済は現在のような雇用形態を選んだのか、そのことを理解せずして、派遣社員の問題を解決することはできない。

第2に、本書の強みとして、新書の持ちやすい大きさとアルバイトの時給1時間程度にあたる価格（720円）をあげられよう。本書を真っ先に手に取るべき人々は、現在自分の置かれた待遇に疑問を持っている派遣社員であり、就職活動を前に自分の進路に悩む大学3年次生であり、就職活動の只中にある4年次生である。実態を取材した本は図書館で借りて読むこともできるが、労働者派遣法など法律問題を解説した本書は常に手元におき、疑問が生じたらそのつど参照したい。その点、新書はその大きさと価格がビジネス書と比べて「手ごろ」である。

本書は、『ワーキングプア』と同じ構成になっている。「はじめに」と「あとがき」をのぞき、5章で構成される。本文は、小見出しと図解によって読みやすい。各章ごとに要旨を3つの項目にまとめたので、内容を再確認できる。章と章の間には、「ドキュメント」と称して派遣社員と派遣会社の正社員計9人に対するインタビューを収録した。彼らの年齢は主に20歳代後半から30歳代である。最後の「ドキュメント」は、34歳のライターがスポット派遣労働を体験したものである。

各章の内容を具体的にみていこう。第1章は「日給6000円で働く人たち」と題して、拡大する人材派遣市場、派遣労働者の賃金が低下する理由、違法な派遣（二重派遣、偽装請負）が説明される。派遣労働者の賃金が低下したのは、派遣事業者数が増大し、派遣料の値引き競争が行われているためである（p.31）。違法な「二重派遣」は一人の労働者がA社からB社へ、そしてB社からC社へ文字通り二重に派遣される形態で、労働者の賃金は派遣会

社がとるマージンによって「スズメの涙ほどのわずかなものになってしまう」(p.32)。また、派遣契約期間の規制を逃れるため、派遣契約を請負契約に偽装した「偽装派遣」や大手メーカーの正社員が請負労働者を指揮・監督した「偽装請負」があった(p.35)。派遣労働者のいる部署を頻繁に改称し、あたかも派遣先が変更されたようにみせる手法さえあるという(ドキュメント「派遣のリアル」①, p.46)。

第2章は「10分で分かる派遣の歴史」という見出しになっている。日本に初めてアメリカの人材派遣会社「マンパワー」が上陸したのは意外に古く1966年だった。だが、当時は労働者供給事業が禁止されていたため、人材派遣業は「事務処理サービスの請負事業」という形態になっていた(pp.61-62)。1970年代の石油ショックの後、コストを削減するため、正社員の半分程度で済む人材派遣業へのニーズが急増し、法整備の必要性が高まったため、1986年に労働者派遣法が成立した(pp.62-63)。バブル経済の頃、派遣業界に新規参入が相次いだため、いったん不況が始まると人材が供給過剰になってしまった(p.65)。1999年の改正労働者派遣法で派遣職種が原則自由化され、2000年には紹介予定派遣が解禁された(p.66)。2004年の改正では、従来1年間だった派遣期間が最長3年まで延ばされ、労働者派遣法の対象業務が追加された(同)。この章のドキュメントでは、派遣社員と派遣先の企業(派遣会社からみれば顧客)の間に挟まれて苦勞する派遣会社の正社員2名が紹介されている。派遣会社の営業は離職率が高いという(p.89)。

第3章は「使い捨てられる女性派遣の現実」を紹介している。家事と育児の大半が女性労働者にのしかかるのが現状の日本で、派遣社員は女性が比較的自由に働ける職種と思われてきた。また、結婚や出産でいったん正社員の地位を離れ、キャリアにブランクのある女性にとって、パート以外に働けるのは派遣であったろう。しかし、女性の派遣社員の不満は増大している。業務内容が契約外の雑務であったり、男女間の賃金格差が大きく、セクシュアル・ハラスメントの対象となりやすい等の理由からである(pp.103-110)。なお、著者は「セクシャル・ハラスメント」「セクハラ」と記述しているが、

厚生労働省は「セクシュアル・ハラスメント」と表記する。また、著者は訳語を「性的いやがらせ」(p.108)としたが、英語の harassment には「いやがらせ」よりはるかに悪質な「脅迫」(threatening)の概念も含まれる(*Longman Dictionary of Contemporary English*, 4th edition, Harlow, England: Pearson Education, 2005)。

第4章「ネットカフェ難民と団塊派遣」は、ホームレスと紙一重の状態でネットカフェや漫画喫茶に寝泊まりする若者の派遣労働者の実態を解説する。ネットカフェ難民になりやすいのは1日単位で派遣先を紹介される「ワンコール・ワーカー」だという(p.141)。彼らの収入は1ヶ月働いても13-15万円である(p.143)。働く貧困層、すなわちワーキングプアになった彼らは、非正規雇用の低い給料ではアパートの敷金・礼金を払えず、やむを得ずネットカフェなどに寝泊まりする(pp.144-145)。皮肉にも、派遣労働者の賃金を下方に圧迫しているのは、退職した団塊の世代が生き甲斐や収入を求めて非正規雇用に参加しているからだという(p.147)。この章のドキュメントで紹介された40歳代の製造業派遣労働者の口から、地方の若者を言葉巧みに大都会へ誘い出し、交通費や寮費を課金して実質的に賃金を安く抑える仕組みが生々しく語られる(ドキュメント「派遣のリアル」⑧)。

第5章「労働ビッグバンは派遣に何をもたらすのか？」では、2007年の労働関連6法の改正が派遣労働者に与える影響を分析する。著者の結論は、おそらく現状よりもさらに悪い方向に向かうというものだったが、派遣労働者の不安が背景にある昨今の事件をみると、著者の予想を悲観的すぎると退けることはできない。長期的にみると、人件費の安易な削減は国内の購買力を減らし、ひいては製品の質を落としていく(p.193)。国内の購買力が悪化したため日本の企業は輸出に頼っているが、円高になったときに企業業績がたちまち悪化するのはいうまでもない。

最後に、本書を貫く問題意識として本書の「はじめに」で紹介されたフィラデルフィア宣言について説明したい。第2次世界大戦のさなかの1944年5月10日、国際労働機関(ILO)はフィラデルフィアで開催された第26回総会

で、戦後の活動方針について話し合った。そして、「労働は商品ではない」の一節を含むフィラデルフィア宣言（正式名称「国際労働機関の目的に関する宣言」）を採択した。

ILOは現在でこそ国連の専門機関として国連ファミリーの一員だが、設立は第1次世界大戦後の1919年と、国連より長い歴史を持つ。あまり知られていないが、ILOの設立条約である国際労働機関憲章は、第1次世界大戦で敵対したドイツと連合国の講和条約であるヴェルサイユ条約（15編の条約の総称）の第13編をなす。ILOの前身は、1901年に設立された国際労働立法協会（本部はスイスのバーゼル）だった。同協会が設立された背景には、産業革命の伸展と悲惨な工場労働の実態があったことはいまでもない。

グローバリゼーションが進み、企業の競争が国境を越えて激化する中、日本は改めてフィラデルフィア宣言の「労働は商品ではない」に立ち返るべきではないか。ドキュメント「派遣のリアル」⑦では、27歳の男性が自分たちを「人として扱って欲しい」（p.162）と訴え、派遣労働者の労働組合を結成したいきさつが書かれているが、たしかに彼らはあまりにも悲惨で劣悪な労働環境におかれている。現在のように人間が疲弊きまった状態で、国がどれほど音頭をとっても、若者の収入が安定して婚姻する者が増え、長時間労働が解消されて男女双方のワーク・ライフ・バランスが実現し、女性が子どもを2人以上産んで出産後も働き続け、少子化問題が解決するとはまったく考えられない。

以上、本書は派遣労働の仕組みと実態を誰にでもわかるように解説した。とくにこれから就職活動を開始する大学生は本書を熟読し、卒業前に雇用に関する知識と考える力をぜひ身につけてほしい。それから、文末に本書と読み合わせるとさらに役立つと思われる参考文献およびホームページを付記した。こちらもぜひ活用してほしいと思う。

#### <参考>

岩田正美『現代の貧困：ワーキングプア/ホームレス/生活保護』筑摩書房 2007年

NHK スペシャル「ワーキングプア」取材班編『ワーキングプア：日本を蝕む病』ポプラ社 2007年

NHK スペシャル「ワーキングプア」取材班編『ワーキングプア：解決への道』ポプラ社 2008年

NHK「名ばかり管理職」取材班『名ばかり管理職』日本放送協会出版 2008年

大谷拓朗, 斎藤貴男『偽装雇用：立ち上がるガテン系連帯』旬報社 2007年

門倉貴史『ワーキングプアは自己責任か』大和書房 2008年

門倉貴史, 賃金クライシス取材班『貧困大国ニッポン：2割の日本人が年収200万円以下』宝島社 2008年

小林美希『ルポ 正社員になりたい：娘・息子の悲惨な職場』影書房 2007年

小林美希『ルポ “正社員”の若者たち：就職氷河期世代を追う』岩波書店 2008年

斎藤貴男, 派遣ユニオン『日雇い派遣：グッドウィル, フルキャストで働く』旬報社 2007年

東海林智『貧困の現場』毎日新聞社 2008年

橘木俊詔『格差社会：何が問題なのか』岩波書店 2006年

橘木俊詔『日本の経済格差：所得と資産から考える』岩波書店 1998年

室住真麻子『日本の貧困：家計とジェンダーの観点からの考察』法律文化社 2006年

安田浩一, 斎藤貴男『肩書だけの管理職：マクドナルド化する労働』旬報社 2007年

厚生労働省「いわゆる『2009年問題』への対応について」

<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2008/09/h0926-6.html>

2008年10月15日アクセス

厚生労働省「平成16年3月1日から、改正職業安定法及び改正労働者派遣法が施行されます」

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/anteikyoku/kaisei/index.html>

2008年10月30日アクセス

厚生労働省「『派遣労働者』として働くためのチェックリスト」

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/anteikyoku/haken/index.html>

2008年10月15日アクセス

厚生労働省東京労働局「平成20年7月1日から最低賃金法が変わりました」

<http://www.roudoukyoku.go.jp/topics/2008/20080610-chingin/20080610-chingin.pdf>

2008年10月30日アクセス

厚生労働省東京労働局「パートタイム労働法の概要」

<http://www.roudoukyoku.go.jp/seido/kintou/index3.html>

2008年10月30日アクセス

東京都「派遣労働 Q&A」

<http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/siryu/panfu/panfu09/>

2008年10月15日アクセス

国際労働機関 (ILO) 駐日事務所「ILO 小史」

<http://www.ilo.org/public/japanese/region/asro/tokyo/about/ilohistory.htm>

2008年10月17日アクセス

法政大学大原社会問題研究所編著『日本労働年鑑』第65集 1995年版 (労働旬報社, 1995年)「特集 ILO と日本」

<http://oohara.mt.tama.hosei.ac.jp/rn/1995/rn1995-047.html>

2008年10月19日アクセス

(かるべ・けいこ／法学部教授／2008年10月30日受理)